



各位

不動産投信発行者名 東京都千代田区紀尾井町3番12号 アドバンス・レジデンス投資法人

代表者名 執行役員

髙坂 健司

(コード番号:8978)

資産運用会社名

東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 ADインベストメント・マネジメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 髙 坂 健 司 問合せ先 経営管理部長 今 村 利 之 TEL. 03-5216-1871 (代表)

規約の変更及び役員の選任に関するお知らせ

アドバンス・レジデンス投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、規約の変更及び役員の選任について平成20年5月28日に開催される予定の第5回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に付議することを本日決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記記載の規約の変更及び役員の選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更について

変更の理由は以下のとおりです。

- ① 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 66 号)の施行による投信法及び証券取引法(現金融商品取引法、昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。)並びにその他投資法人及び資産運用会社に係る法令の整備・改正に伴い、参照条文、語句等の整理を行うものであります。
- ② 前回の規約変更により発行を可能とした短期投資法人債に関する経過規定を削除するものであります。 (現行規約第36条)
- ③ 平成19年の税制改正にて租税特別措置法第67条の15第9項以下が削除され、特定目的会社の優先 出資証券の全部を取得した場合の規程が廃止されたことに伴い、該当条文を削除するものであります。 (現行規約別紙1 投資態度(6))
- ④ 租税特別措置法施行令改正に伴い、投資法人に掛かる課税の特例適用を受けるための用件の一つである借入(適格機関投資家)の定義が変更されたことから、当該定義を変更するものであります。(現行規約第30条1項)
- ⑤ その他、条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

(規約変更の詳細につきましては、別紙「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)



2. 役員の選任について

1) 前執行役員佐藤研三が平成20年2月19日に健康上の理由により本投資法人の執行役員を辞任したことに伴い、平成20年3月4日付で、髙坂健司が関東財務局長より一時執行役員として選任されておりますが、改めて平成20年6月1日付で執行役員1名を選任する旨の議案、2) 執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名を選任する旨の議案、及び3) 現監督役員の任期は平成21年4月30日までとなっておりますが、新執行役員と任期満了日が異なることとなるため、これに統一すべく、平成20年5月31付にて本投資法人の監督役員を一旦辞任し、改めて平成20年6月1日付で監督役員2名を選任する旨の議案を提出するものです。

(役員選任の詳細につきましては、別紙「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 日程

平成 20 年 4 月 24 日第 5 回投資主総会提出議案の役員会承認平成 20 年 5 月 12 日第 5 回投資主総会招集通知の発送(予定)平成 20 年 5 月 28 日第 5 回投資主総会(予定)

以上

【添付書類】 第5回投資主総会招集ご通知

* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

投資主各位

東京都千代田区紀尾井町3番12号 アドバンス・レジデンス投資法人 執行役員 髙 坂 健 司

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入いただき、平成20年5月27日(火曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めています。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

規約第14条第1項及び第2項

第14条(みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該 投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場 合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案 のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

- **1**. **日 時** 平成20年5月28日 (水曜日) 午前10時00分
- 2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号 ホテル ルポール麹町(麹町会館)3階「マーブル」の間 (末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

- (お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付 にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人がご出席の場合は、委任状を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。ただし、代理人は、本投資法人規約第12条第1項により、本投資法人の投資主の方に限ります。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるADインベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法 投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合 は、修正後の事項を本投資法人のホームページ(http://www.adrreit.com/)に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - ① 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)の施行による投信法及び証券取引法(現金融商品取引法、昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。)並びにその他投資法人及び資産運用会社に係る法令の整備・改正に伴い、参照条文、語句等の整理を行うものであります。
 - ② 前回の規約変更により発行を可能とした短期投資法人債に関する経過規定を削除するものであります。 (現行規約第36条)
 - ③ 平成19年の税制改正にて租税特別措置法第67条の15第9項以下が削除され、特定目的会社の優先出資証券の全部を取得した場合の除外規定が廃止されたことに伴い、該当条文を削除するものであります。(現行規約別紙1 投資態度(6))
 - ④ 租税特別措置法施行令改正に伴い、投資法人に係る課税の特例適用を受けるための要件の一つである借入先(適格機関投資家)の定義が変更されたことから、当該定義を変更するものであります。(現行規約第30条第1項)
 - ⑤ その他、条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約

変 更 案

第2条(目的)

本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に<u>掲げる</u>資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。

第3条(本店の所在する場所)

(記載省略)

第5条(発行可能投資口総口数)

- 1. (記載省略)
- 2. (記載省略)
- 3. 本投資法人は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得てその発行する投資口を引き受ける者を募集することができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの払込金額は、発行日毎に均等に定めるものとし、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認する金額とする。

第9条(招集)

1. 本投資法人の投資主総会は、原則として、2年に1回開催する。

第2条(目的)

本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に規定する特定資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。

第3条 (本店の所在地)

(現行どおり)

第5条(発行可能投資口総口数)

- 1. (現行どおり)
- 2. (現行どおり)
- 3. 本投資法人は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得てその発行する投資口を引き受ける者を募集することができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認する金額とする。

第9条(招集)

1. 本投資法人の投資主総会は、原則として、2年に1回以上開催する。

- 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、役員会の承認に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を得てこれを招集する。
- 3. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日から2か月前までに投資主総会の日を公告し、投資主総会の日から2週間前までに各投資主に対して書面にて通知する。ただし、かかる総会において議決権を行使することができるすべての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ないことができる。

第12条 (議決権の代理行使)

- 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議 決権を行使することができる。
- 2. 前項において当該投資主又は代理人 <u>に選任された投資主</u>は、投資主総会 毎にその代理権を<u>証</u>する書面を<u>予め</u> 本投資法人に提出しなければならな い。

第14条(みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 2. (記載省略)

変 更 案

- 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、役員会の承認に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、これを招集する。
- 3. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日から2か月前までに投資主総会の日を公告し、投資主総会の日から2週間前までに各投資主に対して書面にて通知を発する。

第12条 (議決権の代理行使)

- 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2. 前項において当該投資主又は代理人は、投資主総会毎にその代理権を<u>証</u>明する書面を本投資法人に提出しなければならない。

第14条(みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 2. (現行どおり)

変 更 案

第15条(基準日)

- 1. 本投資法人は、決算期の最終の投資 主名簿に記載された投資主をもっ て、その招集に係る投資主総会にお いて権利を行使すること<u>の</u>できる投 資主とする。ただし、決算期から3 か月以内の日を投資主総会の日とす る投資主総会を開催する場合に限 る。
- 2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とすることができる。

第19条(役員の報酬の支払基準)

本投資法人の役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。

- (1) (記載省略)
- (2) (記載省略)

第22条 (決議)

役員会の決議は、法令又は本規約に別段の 定めがない限り、<u>その</u>構成員の過半数が出 席の上、出席者の過半数の議決をもって行 う。

第23条(役員会議事録)

役員会に関する議事については、議事の経 過の要領及びその結果並びにその他法令で 定める事項を記載した議事録を作成し、出 席した役員が、これに署名<u>又は記名押印</u>す る。

第25条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、投資主総会<u>において</u>選任する。

第15条(基準日)

- 1. 本投資法人は、<u>直前の</u>決算期の最終 の投資主名簿に記載<u>又は記録</u>された 投資主をもって、その招集に係る投 資主総会において権利を行使するこ と<u>が</u>できる投資主とする。ただし、 決算期から3か月以内の日を投資主 総会の日とする投資主総会を開催す る場合に限る。
- 2. 前項の他、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる者とすることができる。

第19条(役員の報酬の支払基準<u>及び支払の</u> 時期)

本投資法人の役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。

- (1) (現行どおり)
- (2) (現行どおり)

第22条 (決議)

役員会の決議は、法令又は本規約に別段の 定めがない限り、<u>議決に加わることができ</u> <u>る</u>構成員の過半数が出席の上、出席者の過 半数の議決をもって行う。

第23条(役員会議事録)

役員会に関する議事については、議事の経 過の要領及びその結果並びにその他法令で 定める事項を記載した議事録を作成し、出 席した役員が、これに署名<u>、記名押印又は</u> 電子署名する。

第25条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、投資主総会<u>の決議によって</u> 選任する。

第30条(借入金及び投資法人債発行の限度 額等)

- 1. 本投資法人は、安定した収益の確保 及び運用資産の着実な成長を目的と して、資金の借入れ又は投資法人債 (短期投資法人債を含む。以下同 じ。)の発行を行うことができる。 なお、資金を借り入れる場合は、<u>証</u> 券取引法(昭和23年法律第25号。そ の後の改正を含む。)第2条第3項 第1号に規定する適格機関投資家か らの借入れに限るものとする。
- 2. (記載省略)
- 3. (記載省略)
- 4. (記載省略)

第32条 (金銭の分配の方針)

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。

- (1) 利益の分配
 - ① 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額(以下「分配可能金額」という。)は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益(決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額(純資産額)から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額(出資総額等)を控除した金額をいう。)とする。
 - ② (記載省略)

変 更 案

第30条(借入金及び投資法人債発行の限度 額等)

- 1. 本投資法人は、安定した収益の確保 及び運用資産の着実な成長を目的と して、資金の借入れ又は投資法人債 (短期投資法人債を含む。以下同 じ。)の発行を行うことができる。 なお、資金を借り入れる場合は、金 融商品取引法 (昭和23年法律第25 号。その後の改正を含む。)第2条 第3項第1号に規定する適格機関投 資家 (ただし、租税特別措置法施行 規則第22条の19で定める者に限 る。)からの借入れに限るものとす る。
- 2. (現行どおり)
- 3. (現行どおり)
- 4. (現行どおり)

第32条 (金銭の分配の方針)

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。

- (1) 利益の分配
 - ① 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額(以下「分配可能金額」という。)は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される金額とする。

② (現行どおり)

	現	行	規	約		変	更	案
(2)		(記載	省略)		(2)		(現行どおり)	
(3)		(記載	省略)		(3)		(現行どおり)	
(4)		(記載	省略)		(4)		(現行どおり)	
(5)		(記載	省略)		(5)		(現行どおり)	

第33条(<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運 用報酬)

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者(以下「投資信託委託業者」という。)に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙3に定めるとおりとする。

第34条 (業務及び事務の委託)

- 1. 本投資法人は、投信法第198条及び 第208条に基づき、資産の運用に係 る業務を<u>投資信託委託業者</u>に、ま た、資産の保管に係る業務を資産保 管会社に委託する。
- 2. (記載省略)

第36条(短期投資法人債)

本規約中、短期投資法人債に関する規定 は、証券取引法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第65号)第5条の施行日か ら効力を生じる。

別紙 1

資産運用の対象及び方針

資産運用の基本方針

(記載省略)

資産運用の対象

本投資法人の主要な投資対象は、下記の不動産等及び不動産対応証券とする。

1. 不動産等

(1)~(3) (記載省略)

第33条 (<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報 酬)

本投資法人が資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>(以下「<u>資産運用会社</u>」という。)に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙3に定めるとおりとする。

第34条 (業務及び事務の委託)

- 1. 本投資法人は、投信法第198条及び 第208条に基づき、資産の運用に係 る業務を<u>資産運用会社</u>に、また、資 産の保管に係る業務を資産保管会社 に委託する。
- 2. (現行どおり) (削除)

別紙1

資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針

(現行どおり)

資産運用の対象

本投資法人の主要な投資対象は、下記の不動産等及び不動産対応証券とする。

1. 不動産等

(1)~(3) (現行どおり)

- (4) 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含むが、有価証券(投信法施行令第3条第1号において定めるものをいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)
- (5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)
- (6) (記載省略)
- (7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権<u>(有価証券に</u>該当するものを除く。)
- 2. 不動産対応証券(裏付けとなる資産 の2分の1を超える額を不動産等に 投資することを目的とする、次に掲 げるものをいう。以下同じ。)
 - (1) (記載省略)
 - (2) 受益証券(投信法第2条第<u>12</u>項に 定める受益証券をいう。)
 - (3) 投資証券(投信法第2条第22項に 定める投資証券をいう。)
 - (4) (記載省略)
- 3. 本投資法人は、上記1.及び2. に 掲げる不動産等及び不動産対応証券 の他、次に掲げる特定資産に投資す ることができる。
 - (1)~(3) (記載省略)

変 更 案

- (4) 不動産、土地の賃借権又は地上権 を信託する信託の受益権(不動産 に付随する金銭と合わせて信託す る包括<u>信託</u>を含む。)
- (5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- (6) (現行どおり)
- (7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- 2. 不動産対応証券(裏付けとなる資産 の2分の1を超える額を不動産等に 投資することを目的とする、次に掲 げるものをいう。以下同じ。)
 - (1) (現行どおり)
 - (2) 受益証券(投信法第2条第7項に 定める受益証券をいう。)
 - (3) 投資証券(投信法第2条第15項に 定める投資証券をいう。)
 - (4) (現行どおり)
- 3. 本投資法人は、上記1.及び2. に 掲げる不動産等及び不動産対応証券 の他、次に掲げる特定資産に投資す ることができる。
 - (1)~(3) (現行どおり)

- (4) 有価証券(投信法第2条第5項に 定義されるものをいう。) (ただ し、上記2. の各号に掲げる特定 資産を除く。)
- (5) 金銭債権(投信法施行令第3条第 11号に定めるもの)
- (6) 信託財産を上記(1)乃至(5)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (有価証券に該当するものを除く。)
- (7) <u>金融</u>デリバティブ取引に係る権利 (投信法施行令第3条第<u>14</u>号に定 めるものをいう。)
- 4. (記載省略)

投資態度

- (1)~(5) (記載省略)
- (6) 本投資法人は、資産総額のうちに占める不動産、信託の受益権(不動産のみを信託するものに限る。)及び投信法施行令第3条第16号に規定する匿名組合出資(不動産のみを運用するものに限る。)の価額の割合として租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含む。)第22条の19第4項で定める割合を100分の75以上とする。

変 更 案

- (4) 有価証券(投信法第2条第5項に 定義されるものをいう。) (ただ し、上記1.の(4)乃至(7)、2. の各号及び本3.の(6)並びに下 記4.の(2)に掲げる特定資産を 除く。)
- (5) 金銭債権(投信法施行令第3条第7号に定めるもの)
- (6) 信託財産を上記(1)乃至(5)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- (7) デリバティブ取引に係る権利(投 信法施行令第3条第<u>2</u>号に定める ものをいう。)
- 4. (現行どおり)

投資態度

(1)~(5) (現行どおり) (削除)

現 行 規 約 変 更

投資制限

- (1) (記載省略)
- (2) <u>金融先物取引及び金融</u>デリバティブ 取引に係る制限 本投資法人は、<u>金融先物取引に関す</u> <u>る権利及び金融</u>デリバティブ取引に

る権利及び金融デリバティブ取引に 関する権利への投資を、本投資法人 に係る負債から生じる金利変動リス クその他のリスクをヘッジすること を目的としてのみ行うものとする。

(3)~(4) (記載省略)

取得した資産の貸付けの目的及び範囲 (記載省略)

別紙2

資産評価の方法、基準及び基準日

- 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次の<u>通り</u>投資対象資産の種類 毎に定める。
 - (1)~(7) (記載省略)
 - (8) 金融先物取引に関する権利及び金融デリバティブ取引に関する権利
 - ① 取引所に上場している金融先物 取引及びデリバティブ取引によ り生じる債権及び債務 当該取引所の最終価格(終値、 終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い 気配の最高値、それらがともに 公表されている場合にはそれら の仲値))に基づき算出した価 額により評価する。

投資制限

- (1) (現行どおり)
- (2) デリバティブ取引に係る制限

本投資法人は、デリバティブ取引に 係る権利への投資を、本投資法人に 係る負債から生じる金利変動リスク その他のリスクをヘッジすることを 目的としてのみ行うものとする。

案

(3)~(4) (現行どおり) 取得した資産の貸付けの目的及び範囲 (現行どおり)

別紙2

資産評価の方法、基準及び基準日

- 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次の<u>とおり</u>投資対象資産の種類毎に定める。
 - (1)~(7) (現行どおり)
 - (8) デリバティブ取引に関する権利
 - ① 取引所に上場しているデリバ ティブ取引により生じる債権及 び債務

当該取引所の最終価格(終値、 終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い 気配の最高値、それらがともに 公表されている場合にはそれら の仲値))に基づき算出した価 額により評価する。

- ② 取引所の相場がない非上場金融 生物取引及びデリバティブ取引 により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合 理的な方法により算定された価 額。なお、公正な評価額を算定 することが極めて困難と認めら れる場合には、取得価額により 評価する。
- ③ (記載省略)
- (9)~(10) (記載省略)
- 2. 資産運用報告書等に価格を記載する 目的で、上記1. と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価 するものとする。

(1)~(2) (記載省略)

3. (記載省略)

別紙3

投資信託委託業者に対する資産運用報酬本投資法人が運用資産の運用を委託する投資信託委託業者に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次の通りとする。なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を投資信託委託業者の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。

基本報酬

(記載省略)

取得報酬

(記載省略)

譲渡報酬

(記載省略)

インセンティブ報酬

(記載省略)

変 更 案

② 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権 及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定

> することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により 評価する。

③ (現行どおり)

(9)~(10)(現行どおり)

2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記1. と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。

(1)~(2) (現行どおり)

3. (現行どおり)

別紙3

資産運用会社に対する資産運用報酬

本投資法人が運用資産の運用を委託する<u>資</u>産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次のとおりとする。なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を<u>資</u>産運用会社の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。

基本報酬

(現行どおり)

取得報酬

(現行どおり)

譲渡報酬

(現行どおり)

インセンティブ報酬

(現行どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

前執行役員佐藤研三が平成20年2月19日に健康上の理由により本投資法人の執行役員を辞任し、これに伴い、平成20年3月4日付で、高坂健司が関東財務局長より一時執行役員として選任されておりますが、改めて平成20年6月1日付で執行役員1名の選任をお願いする次第であります。新たに選任される執行役員の任期は、規約第18条第2項の規定により、選任された平成20年6月1日より2年となります。

なお、本議案は、平成20年4月24日開催の役員会において、監督役員全員 の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	Ξ	主要	略	歴
髙 坂 健 司 (昭和40年7月5日)	昭和63年4月 平成6年4月 平成11年4月 平成13年7月 平成14年10月 平成16年4月 平成17年6月 平成20年2月 平成20年3月	同 建設部建設第 同 建設部建設第 ADインベストメン 務取締役投資開発 同 代表取締役社	発部	代行 動産 投資顧問室長 个株式会社出向 常 3長 、執行役員(現在に

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているAD インベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役を兼任しておりま す。
- ・上記執行役員候補者は、平成20年3月5日付で金融商品取引法第31条の4 第4項に基づきADインベストメント・マネジメント株式会社代表取締役社 長兼職の届出を当局に行っております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、 補欠執行役員1名の選任をお願いする次第であります。

なお、本議案は、平成20年4月24日開催の役員会において、監督役員全員 の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	Ë	主 要 略 歴
服 部 雅 充 (昭和30年7月1日)	昭和54年4月 昭和57年11月 昭和59年4月 平成3年12月 平成8年9月 平成11年4月 平成12年11月 平成14年4月 平成15年5月 平成18年6月 平成18年9月 平成19年1月	グプロダクツグループ統括部長

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているADインベストメント・マネジメント株式会社の常務取締役であります。 本投資法人の執行役員に就任したときには、金融商品取引法第31条の4第 4項の規定に従い、当局にその旨届け出ます。

第4号議案 監督役員2名選任の件

現監督役員の任期は平成21年4月30日までとなっておりますが、新執行役員と任期満了日が異なることとなるため、これに統一すべく、平成20年5月31日付にて本投資法人の監督役員を一旦辞任し、改めて平成20年6月1日付で監督役員2名の選任をお願いする次第であります。新たに選任される監督役員の任期は、規約第18条第2項の規定により、選任された平成20年6月1日より2年となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

昭和39年6月 伊藤瑛介公認会計士事務所入所 昭和39年12月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 昭和44年4月 公認会計士松田秀次郎事務所開業 昭和44年6月 日本アイビーエム株式会社入社 昭和46年3月 等松青木監査法人(現監査法人トーマツ)入所 昭和56年5月 ダウケミカル日本株式会社入社 予算管理担当部長 昭和56年7月 トリンプ・インターナショナル株式会社入社 取締役財務本部長 昭和59年11月 日本エー・エム・ピー株式会社入社 財務本部長 昭和13年4月17日 日本モレックス株式会社入社 北アジア地域担当 フィナンシャルディレクター兼日本モレックス株式会社財務本部長 平成11年10月 株式会社ティ・ワイ・オー 監査役(現在に至る) 平成13年6月 株式会社ドリーミュージック 取締役(非常勤)) 平成17年9月 アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員(現在に至る) 平成17年9月 曜ブレーキ工業株式会社 監査役(非常勤)	候補者番 号	氏 名 (生年月日)	主	要	略	歴
(現在に至る)		松田秀次郎	昭和39年12月 昭和44年4月 昭和44年6月 昭和46年3月 昭和56年7月 昭和59年11月 平成4年12月 平成11年10月 平成13年6月 平成17年3月 平成17年9月	プ公日等所ダ当ト取日部日担レ株至株株勤ア(曙ラ認本松 ウ部リ締本長本当ッ式る式式)ド現ブイ会ア青ケ長ン役エモーク会)会会バ在レス計イ木 ミ プ財ー レフス社 社社 ンにー・ 大田工法 日 ン部ム スン会・	ー秀な人 本 夕憂・ 朱ン壮フ 監ミ ジータ 次株(体 十 一 会 ル 務・ 役 ー ンウ 務社査 社 ョ 式 入 ィ部ー ツ 投る ス所入法 入 ナ 会 社レ長	会計事務所入所 開社 (人) 社 (大)

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	主	要	略	歴
2	大 嶋 芳 樹 (昭和21年2月28日)	昭和42年10月 昭和45年4月 昭和53年4月 平成17年9月	司法試験合格 弁護士登録 赤坂総合法律事 アドバンス・1 (現在に至る)		(現在に至る) 投資法人 監督役員

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

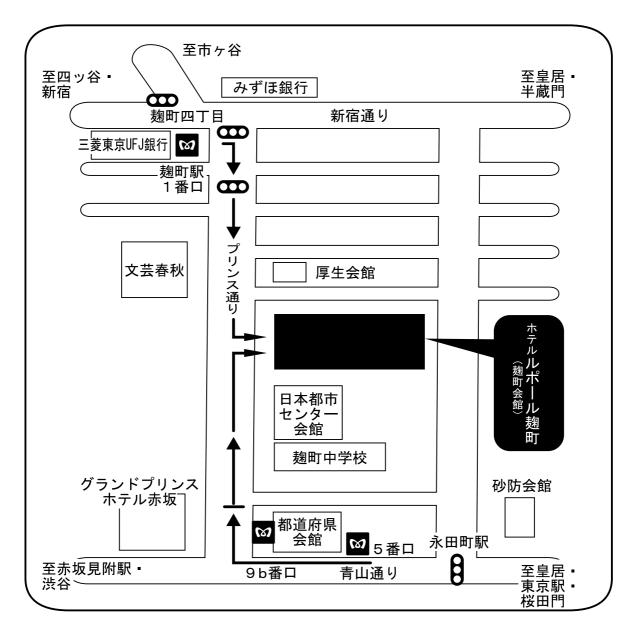
以上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区平河町二丁目4番3号

ホテル ルポール麹町(麹町会館) 3階「マーブル」の間

電話 (03) 3265-5365



交 通:地下鉄 ■半蔵門線・有楽町線 永田町駅 (5番口) から徒歩6分

■南北線 永田町駅(9 b番口)から徒歩4分

☆有楽町線 麹町駅(1番口)から徒歩4分